

## 批評・紹介

氣賀澤保規著

### 『府兵制の研究』

白須 淨 眞

「府兵兵士とその社會」と副題を添えられた本書を一讀し、斬新な視點でつらぬかれた劃期的な著作、そのような印象を率直に受けた。これは『岩波講座世界歴史』9（一九九九年）に収録された妹尾達彦「中華の分裂と再生」、吉岡眞「北朝・隋唐支配者層の推移」にも似て、著積された従前の研究に必ずしも束縛されない新手法を感じさせるものであった。また、収録論考を體系的に要約し著作總體の事前認識を求める「序論」の效用は大きく、「讀みやすい専門書」への試みと受けとめた。

さて著者は、西魏・北周・隋・唐で實施され崩壊に至った府兵制（六世紀中葉～八世紀前半）を、

#### 序論

#### 第Ⅰ編 前期府兵制の成立とその構造

第一章 前期府兵制研究序説―その成果と論點をめぐって―

第二章 丁兵制の性格とその展開―西魏大統十三年文書の負擔

#### 體系の再検討―

第三章 北朝隋の「軍人」について

第四章 東魏―北齊政權下の郷兵集團

#### 第Ⅱ編 後期府兵制の展開と府兵兵士

第五章 隋煬帝期の府兵制をめぐる一考察

第六章 驍果制考―隋煬帝期兵制の側面―

第七章 唐代府兵制における府兵兵士の位置

第八章 唐代西州における府兵制の展開と府兵兵士

第九章 唐の吐魯番（西州）支配と府兵制

#### 第Ⅲ編 府兵制史再論―府兵と軍府の位置づけをめぐって

と編章を立てて論述する。一貫して一般民と分離された「兵士の立場」から前期府兵制の本質と展開を明確化し（第Ⅰ編）、それが後期府兵制においてどのように變わるのかを追求して（第Ⅱ編）、府兵制全體の概観と歴史的位置づけを行う（第Ⅲ編）というのが、その大きな枠組みである。なお前期と後期の分岐には、隋の文帝の開皇十年（五九〇）の兵制改革を當てている。

著者が、こうした手法で府兵制に迫るのは、従來の研究に對する嚴しい批判が背景にある。先行研究相互間の檢證が十分でなかったため研究成果の批判的繼承發展に繋がらず、府兵兵士の制度的社會的位置づけや存在様態への問もあまく府兵制の本質に迫り切れなかったというのが、それである（序論）。だからこそ著者は、「兵民分離・一致の論を基軸」に据え、「何よりも府兵兵士の立場」を問うことによって、「以前にない府兵制研究の集約」をはたすのだという。したがって、この兵民分離・一致、府兵兵士の立場を二つながら意識して本書を讀み通していくことは、新見解を提示した著者の意圖にかなうことになるであらうし、また、「序論」において本書の周到な要約がなされ、各編章に沿った書評もすでにいくつか發表されている今、類似的累加も避けうることにならう。

## 一 「兵民分離・一致の論」と著者の定義

「兵民分離・一致の論」とは、「兵士および兵士を出した家と一般農民（およびその一家）とが、戸籍あるいは日常の生活の場でのような関係にたつか」（六頁）という兵と民の問題であり、「かりに兵民分離といえは、雙方戸籍を異にし、兵籍（軍籍）と民籍との二本立てとなり、兵籍に所屬する兵士が軍事の主力を構成する状態を想定する」（同）ことだという。したがって兵と農の分離・一致という直裁な問を越えて「府兵制という制度の枠内におさまらない、時代そのものの根幹」（七頁）に係わるのだという。

ただこの著者の意圖を誤解なくとらえるためには、『兵籍（軍籍）』といつても、通常それに屬した兵士一家は、専門兵（府兵）となつた壯丁を除けばふつうの農民と同じく農耕で生計をたて、課役は免除されるという形をとつたとみられる。とすれば、これは兵士の一家（兵籍戸）における「兵農」一致の姿を示すわけだが、本研究ではこの形態は「當面考慮の外」（七頁）に置くという限定を看過してはならない。「府兵兵士はその個々人（およびその家）を取り出せば兵農一致の生活形態」（四二五頁）とはなつても、「社會全體のなかで押さえると兵民分離の原則に立脚し」（同）ていたのか？ さらに「府兵となつたものとならなかつた一般民（四二四頁）との間には「晝然たる一線」（同）が引かれていたのか？ それらが「府兵制の本質」（四二五頁）に係わる重要な問題だといふのである。つまり著者の「兵民分離・一致の論」は、「兵農一致」を止揚した「兵民分離」論となつてゐるのである。

さてこうした視點に立つと、前期府兵制は「府兵が兵戸（軍戸）

として一般民の民籍（縣籍）から別立てされた」（三二〇頁）一貫した兵民分離と確定でき、後期を代表する唐の府兵制も、従来の理解されてきたような「兵民（農）一致」の典型ではなく、逆に「後漢末に始まる兵民分離の基調に沿う」（二三頁）ものだという。しかも唐の場合、「兵と民が同じ戸籍に組み込まれているようにみえながら」（三一頁）も「兩者のあいだには越えることの許されない見えざる一線」（二三頁）によつて、一般民よりも兵士が名譽ある存在として優遇されていたことも浮かび上つてくるという。

なお過渡期の隋については、開皇十年（五九〇）の兵制改革によつて軍籍・民籍が一體化されたけれども兵民分離の原則には變更はなく、煬帝に至つて「徵兵的兵民一致の體制」が追求はされたが、第一次高句麗遠征の失敗によつて兵民分離に回歸したとみる。

したがつて著者は、前期・後期を通し、府兵制は、兵民分離の觀點からとらえる有効性を主張するのである。

## 二 前期府兵制における兵民分離と府兵の立場

前期府兵制を兵民分離と主張する著者は、府兵は民籍とは別の兵籍に位置付けられた兵戸であり、

家族をとめない城中に集住したり（軍坊）、田野に散居したり（郷團）、あるいは前線近くに築かれた鎮城に移住したりして、通常の軍務につき戦争に出陣した。兵士とその一家は一般民にかげられた課役を免れたが、みずからの生活は與えられた田地を耕作して支えなければならなかつた（四三三頁）。

と認識する。この田地耕作の根據が、「その身にかかる租庸調を一切免する。農閑期には戰陣の訓練を……」（『資治通鑑』一六三・

梁大寶元年、五五〇年)や「その身の租庸調を免ずる。郡守は農隙に閱兵を教試し……」(唐・李繁撰『鄭侯家傳』)という文獻の一節にあるとすれば、兵戸である府兵の耕す田地の廣さは、身にかかる租庸調の免除相當、つまり均田制下の課口農民に等しいと想定されたのであろうか。<sup>(2)</sup>

ところでこの著者の理解を、あえて極端に受けとめると、

兵士たち〔ただし原文は兵士軍人〕は臨時に軍坊や軍府に置かれ、各地の戰爭に驅り出され、居處定まらなかつた。あげくはきちんとした家も、落ち着くべき土地もなく、各地を轉々とする境遇に身を落とし、郷里の名も失ってしまった。(資Ⅰ、

『隋書』卷二・高祖本紀下・開皇十年。著者譯、二〇頁)

といつかのローマの護民官グラックスにも似た隋の文帝の開皇十年の嘆は、もとより豫見できたこと、そう映ってくる。戰亂多發の時代に兵士たちが與えられた田地によって生活を支えつつ轉戦することとは耐えうるはずはなかつたであらうから。『資治通鑑』や『鄭侯家傳』の一節から想起されたであらうこの府兵の生活形態は、『北史』(卷六〇李弼等傳の後附)や『後魏書』(隋・魏澹らの撰)にはまったくなく、陳寅恪氏などがその一節「郡守は農隙に閱兵を教試し……」に疑念を持った個所<sup>(3)</sup>でもあつた。この前期府兵制の理解に強いて極論を對比させたのは、著者が従前の唐府兵制研究に抱いた同じ疑念(「本當に當初から……矛盾をはらむ構想に立脚していたのか」一二(三頁))を持ったからである。こうした府兵のあり方は、西魏の府兵制創建當初からの定まった現實だつたのだらうか。

この點に係わつて王仲華氏の『魏晉南北朝史』下(一九八〇年、六一七―九頁)の見解が、氣にかかる。概論でもあり著者が取りあ

げられなかつたのは妥當であるが、ここにその要旨を紹介してみよう。

府兵制創立時の西魏府兵の身分は高く、民籍には編入されないで軍籍にあり、その數も多くはなく、農業生産には従事していなかつた。しかし、

建德三年(二年を改める。五七四)、軍士を侍官と改め、百姓を募つてこれに充て、その縣籍から除く。このち夏人(漢人)が兵の半ばを占めることになつた。(資Ⅱ、『隋書』卷二四・食貨志、著者譯、三〇頁)

とある北周武帝の府兵基盤の擴大は、以後、大量の漢人均田農民を取り込むこととなつた。その際、兵民異籍としたものの均田戸の農業生産を放棄させないために「土著軍府」を設置して收容した。この「土著軍府」の侍官(府兵)に課せられたのが、先に擧げた郡守による農隙における閱兵の教試である。こうして初期の兵農分離の府兵制は、均田制下の農民を吸収する過程で均田制と結合する方向性をとり、開皇十年の隋の文帝による

あらゆる軍人は悉く州縣に屬すべし。墾田・籍帳は一に民と同一くす。軍府の統領は宜しく舊式に依るべし。(資Ⅲ、前掲

『隋書』高祖本紀下・開皇十年。著者譯、二〇頁。なおこの資Ⅲは、資Ⅰに連續するが、便宜上分離)

という兵制改革を経て、「兵農合一制」へと移行していくことになつた。なお「土著軍府」が唐の折衝府の前身と見なされていることは説明の必要はなからう。

この王氏の見解は、著者が否定することは自明であるが、府兵制創建當初の西魏の府兵を生産活動から切り離された存在とみたこ

と、また建徳三年以降の大量の漢人均田農民を「土著軍府」に配置し兵民異籍の兵農合一をみたことなどは、まったく願慮に値しないのであろうか。

ところで著者はここに觸れた建徳三年の記事(資Ⅱ)について、国内の一元支配を完成し北齊征服に本格的に乗り出した北周の武帝は、すでに軍籍にあった軍士(府兵)ともども増募した百姓も、さらには兵の半ばを占めた夏人(漢人)兵士も軍籍に入れて「侍官」とし、直屬の中央軍(親衛軍)を構成したと理解した。またこれに係わって、その際、募に應じず農民に留まったものに課せられた力役こそ隋唐の正役の直接的淵源なのだと解き明かした。研究蓄積全體を見通しつつ鋭い切り口で展開される第二章「丁兵制の性格とその展開」は、本書にあっても特に際立ち、教えられることが多い。

さてこうした大きな成果のなかにあつてはささやかなことにはなるが、この北周における「侍官」化問題に係わつて教示を請いたい。著者の言うように、「軍士」の「侍官」化が彼らの地位の向上、「募に應じた百姓」の「侍官」化にあつてはさらなる地位の向上であつたとすれば(一三五頁)、兩者の處遇の相違はどこに求められるのであろうか。また「このち夏人が兵の半ばを占めることになつた」という兵の増大状況を認め、その増大した兵も募に應じた百姓と同一とされるのであるから(一三五、四三三頁)、これら「軍士」・「募に應じた百姓」の處遇も「侍官」として一律と受け取つてよいのであろうか。

確かに唐は、廣範な一府兵までを「衛士」と呼び本人の課役を免除した。もし北周の「侍官」も同様に廣範な一府兵にまで及んだ總體的呼稱と見なすのであれば、「侍官」化にともなつて想定した段

階的地位向上との整合性が消え、従来からの兵戸との差違も解りにくいものとはならないであろうか。北周の「侍官」化は、柱國に所属しない皇帝の親軍、つまり「侍官」という美稱、兵籍、課役免除という一律的處遇に終わつたと讀みとつてよいのであろうか。

資料を缺くなかで問に問を重ねるのは、「夏人が兵の半ばを占めることになつた」とある「兵」の理解に苦しむからである。というのもこの「兵」は、

開皇十年の文帝の詔の冒頭に見える軍坊や軍府に置かれた「兵士軍人」を著者譯のように「兵士たち」(資Ⅰ)と一括できるのであろうか？

「兵士軍人」のうち兵士ではなく「あらゆる軍人は悉く州縣に屬すべし」(資Ⅲ)とあるのは、單に「兵士」の脱落とみなしてよいのであろうか？

と列擧した「兵士」に係わる疑問と連動するのである。

まず文帝の詔の「兵士」から検討してみよう。詔の冒頭に「兵士軍人」とありながら「兵士」を除外して「軍人」だけを「悉く州縣に屬すべし」に掛けたのは誤つた記述ではない、そう假定してみよう。とすれば、「軍人」と「兵士」は同一ではなく「兵士」だけのもともとより州縣に位置づけられて(民籍)なおかつ兵であつた、つまり、均田農民と同じ土地を支給され課役を免除され、軍坊や軍府に屬した府兵であつたことになる。それを北周建徳三年の記事に見える夏人の「兵」の後裔とみるのは、無理な推定ではなからう。そしてその彼ら兵士が、「團」に所屬し統領されていたとみれば、「軍府の統領は宜しく舊式に依るべし」とあるのは、軍府による彼ら兵士の統領形態に變更がなかつただけのこととなるであろう。つまり

この假定は、兵士（兵）は、兵籍にあって「侍官」と呼ばれたとみる著者の見解とは逆となる。

さて「兵士」及び「兵」をこのように假定すると、「軍人」とは、府兵一般兵士を統領する軍府配屬の軍官・高度な戦闘技能習得者、つまりそれ故に兵籍に位置づけられた純然たる職業軍人と想定できないであろうか。著者の擧げる「軍人」の用例（第三章 北朝隋の「軍人」について）からみても大きな支障はないように思える。とすれば文帝が民籍へ移したのは、その詔に言うとおり軍籍に<sup>(5)</sup>あったこの「軍人」だけだったのである。民籍にあった「兵士」を民籍に入れることはありえず、詔に「兵士」という記載がないのは當然のこととなる。ただし今觸れた「閩」による兵士の統括という「軍人」としての任務は、舊來どおりであった。民籍にある兵士を民籍にある軍人が統領することは、唐府兵制の校尉以下の折衝府下級軍官の「閩」の統率例を參酌すれば不可能なことでない。假定の上の假定ではあるが、ここにこうして整合する。

したがって北周武帝による「侍官」化は、「軍士」・「募に應じた百姓」に留まって彼らだけが兵籍に再編され、「募に應じた百姓」に觸發されて「兵」となった夏人の兵は、「侍官」とはされず府兵の一般兵士として民籍のままであった、そう理解するのはいかがであろうか。したがって當初の「侍官」は、唐の「衛士」のイメージとは異なつて府兵兵士の總體を指すのではなく府兵兵士の統率者集團と見なし、彼らは兵戸として兵士以上の處遇を受けたと推察してみたいのである。著者が「侍官」化に當つて想定した「軍士」の地位の向上、「募に應じた百姓」のさらなる地位の向上もこの假定の上では整合する。もし北周が、この大量の夏人「兵」、すなわち

府兵一般兵士も含めて膨大な軍事關係者の「侍官」化（民とは別籍で俸給支給なども伴うほど完成度の高い兵民分離）に當初より成功できたのであれば、自らの耕地を耕しつゝ轉戦する制度内矛盾は解決され、文帝のこれほどの嘆きには至らなかつたかも知れない。

限られた資料、それも字句の解釋だけから危険な假定を試みたのは、均田制とリンクしたであろう府兵制のイメージが、著者の理解からは浮かび上がらなかつたからである。著者が言うように、兵士が「一般民にかけられた課役を免れたが、みずからの生活は與えられた田地を耕作して支えなければならなかつた」とするならば、均田法規に照らしたと理解される免課役相當の田地はどのようにして配分されたのであろうか。府兵は兵籍にあって縣籍にないとされるのであるから、縣の闢墾は當然考えられない。しかしこの文意からは、軍府が管理するような屯田からの分給のようにも受けとめられない。均田制とは別に、軍府などが「夏人の半ば」という膨大な兵士にほんとうに田土を分給できたのであろうか。様々な難問が残るように思える。とすれば王氏の言う、均田戸の農業生産を放棄させないための「土著軍府」の設置は、「兵民異籍」を除けばやはり氣にかかる。

### 三 後期府兵制における兵民分離と府兵の地位について

著者は、從來「兵民（農）一致」として疑いも持たれなかつた唐の府兵制を、前期府兵制との整合性も視野に入れつつ兵民分離とらえなおしていく。その妥當性が高いとなれば、高校世界史の教科書、教師用指導書、大學入試問題の記述のあり方にも影響は及ぶであろう。

さてこの課題に迫る第七章「唐代府兵制度における府兵兵士の地位」も、著者は十二分に力を發揮した。袋小路に入った感のあつた番上兵士の負擔問題や府兵の糧食問題（「番還」の解釋）などに柔軟な視點を當てて次々と新見解を提示し、從來、府兵と均田農民の間に想定されていた負擔の等價・偏重論を、均等同一の觀念的所産・崩壞過程からの府兵制の認識とかたづけけて分離論へと導いた。また行論の過程に散見する「成年男子に等しく府兵になる機會と條件が用意されたといえるだろうか」（二七四頁）、「兵民一致がどうして望ましい形であるのか」（二七二頁）といった逆説的な問いかけには、ハッとさせられるものがある。

ところで著者は、府兵（衛士）は、農民との間には「越えることの許されないみえざる一線」があり、「日常的にも地域社會のなかで何らかの特典あるいは待遇を有した可能性が高い」（四八一頁）と見なした。そしてこうした分離論の背景的説明の一つとして、榮えある禁衛の兵士（衛士Ⅱ府兵）は、「白丁の職役のない者」だけでなく「六品已下の子孫」たる品子からも簡點されたことを重視した（二九八頁）。確かに品子は、一般の均田農民（白丁）には不可能な三品以上の文武職事に奉仕する「親事・帳内」に就役でき、その功によって文武官への道が開かれていた。ただし重要なのは、就役したとしても少なくとも租調は負擔しつつ、年間二〇〇日、一〇年も努めなければならず、その數も絞られて一萬人であったこと、さらに貞觀十二年の記録（『唐會要』卷九三）にして納資となつていたことであろう。つまり「親事・帳内」からの官途の規定は空文に近かつたという現實も重視しなければならぬ。また品子は六品已下の子とはいっても、翊衛や勳官の上護軍から騎都尉（視正三品）

視從五品上）の子も含まれ、その數の多さも忘れてはならない。こうした事實は、品子を本来の身分相應の待遇、つまり法制上の好條件の待遇から排除し、白丁が衛士となる庶人の場へ環流しようとする意圖的な運用實態を示している、そう理解すべきであろう。とすれば、品子も取れという規定が確かにあつたにせよ、衛士の地位の高さへと無條件に結びつくとは容易には言いえないであろう。また「品子が一般農民と違う生活の場を持っていた」というのは、やはり限られた職事官の子とみるべきであり、後に増大化の一途をたどることになる百姓勳官の子の大半が均田農民と接する郷里社會村にいたこと（唐初は膨大でなかつたにせよ）も忘れてはならない。

次に、唐の西州の郷帳、著者の言う資料A B C D（三四三〜四、三四六〜七頁。西州の四折衝府の府兵總數推定資料として使用）からも、衛士と均田農民のあり方を確認しておこう。兩者間の一線を主張する著者のいわばその前提となる作業、そのように理解していただければ幸いである。

まず貞觀十八（六四四）年と推定されるA「唐西州某郷戸口帳（草）」を再掲してみよう。

〔前 缺〕

1	□□	百五	舊
2	戶	一十七	新
3	〔合〕	當郷新舊口	二千六十四
4		一千九百八十二	舊
5		八十二	新
6		七百廿三	

〔六百五十六〕

雜任、衛士及職資、侍丁

□

7	二百七十三人白丁
8	二百〇十七人 <small>〇四</small> 人 <small>〇四</small>
9	因 人 新
10	〇百五十二老寡、丁妻、黄、小女
11	一百一十六人 賤
12	〇十九人 奴丁新 <small>五十八箇</small>
13	〇〇〇人 婢 <small>三新</small> <small>五十四箇</small>
14	白丁並依實、後若

〔後 缺〕

〔吐魯番出土文書〕四册二一七〜八頁、一九八三年)

このAは、B「唐貞觀十八年(公元六四四年)西州高昌縣武城戶口帳」(『吐魯番出土文書』四册二一四〜五頁、引用は省略)と類似するが、他の郷帳C・Dとは多少記載形式に統一性を缺く。ただしこれらとともに、郷の戸口數と課口・不課口、見輸・見不輸の内譯を把握するために作成されたものであるから、この點に係わつての使用であれば形式の多少の不統一は當面支障とはならない。この點を確認してまず類似するA・Bの記載をみると、

- (1)「雜任・衛士及職資・侍丁」(A6行)ないしは「雜任・衛士・老・小・三疾等」(B)と記載されているのが課口見不輸(雜任・衛士・職資・侍丁)と不課口(老・小・三疾)を合わせた良人男性、「老寡・丁妻・黄小女」(A10行)と記載されるのが良人女性の不課口、
- (2)これに對して「白丁」(A7行)、「白丁見輸」(B)と記載

されているのが課口見輸の良人男性、

(3)これに如えて「奴」(A12行・B)と記載されるのは賤人の男性、「婢」(A13行・B)と記載されるのは賤人の女性とともに不課口、

と分類されていることに氣づくであろう(資Bの引用は省略)。さてそこで問題とする衛士に焦點を當ててみると、衛士は良人の課口見不輸と不課口を合わせたなかの「課口見不輸」に位置づけられ、それは雜任・職資・侍丁と並列される存在と確認される。

「雜任」とは、官府にあって流内官の下級職として勤務した流外官と、その下にあって官府のさまざまな公務を擔當した人々を合わせた總稱であり、職掌人、胥吏、吏とも呼ばれた。流内官と同様に定員が定められていたが、流外官でないものは、告身は發給されなかつた。なおC「唐永徽二年(公元六五一年)後某郷戶口帳(草)」(『吐魯番出土文書』六册二二三〜四頁、一九八五年)において、殘疾とともに一括された不課(口)のなかに「佐史、里正、衛士、侍丁、白直、〇水」が列擧されるのは、衛士、侍丁とともに雜任を佐史、里正、白直、〇水と具體的に擧げたものである。したがつて先述した衛士・侍丁、雜任の並列と異なっているわけではない。

「職資」は、著者に「勳官を有するもの、ないしそれに相當する立場にあって公課を除かれたもの」(一一二〜一三頁)とする定義があるが、郷帳記載に即した直接の意味は、實際に官職にあるもの、そうしたニュアンスであろう。職事をもつ官人がすでに官人身分としてもとより不課であつたことは言うまでもない。課口、不課口を集計する郷帳にこの職資の記載があることと自體が不可解ではあるが、どのような官職を指すのかを問えば解決するであろう。この點

は留保して後に觸れる。

「侍丁」とは、色役（庶民が負擔した雜任擔當外のさまざまな公務）の一つで、八〇歳以上の老人と篤疾に奉侍する庶民が負擔した力役である。

さてここで再度確認すると、衛士は、雜任・侍丁・留保した職資とともに課口でありながら課役免除とされる見不輸で一括されている。時として官人とみなされる存在でもあった流外官でさえ雜任に含められて官（士）とは扱われず、本来は課役を負擔すべき民（庶）と扱われているのであるから、衛士が官ではなく民と見なされたことは動かない。とすれば衛士と均田農民（白丁）は良人の民としてはまったく同一の範疇にあって差違はなく、今、課役を負擔しているか否かだけが相違となる。したがって衛士と均田農民がともに生活する場（郷里）における課役の實態からは、衛士が均田農民の地位を上回る法制的な一線は、これら郷帳からは見出せない。ただしそのように断定するためには、先に留保した職資の検討を殘している。この點に係わってD「唐西州某郷戸口帳」が、

〔前略〕

- 11 □ 當郷白丁、衛士、三百卅五人
- 12 □ 卅七人 衛士、隊□
- 13 □ 人 校尉、旅帥、隊副已上
- 14 四人 侍 丁
- 15 六十人 見 在

〔後略〕

（吐魯番出土文書「四冊八頁」）

と、衛士を侍丁と並置するだけでなく、彼らを統率する隊□、校尉・旅帥・隊副已上、つまり折衝府下級軍府官とも並置しているこ

とは見過ごせない。この點は「唐永徽元年（六五〇年）後某郷郷口帳（草）」二と題された別の郷帳に、

〔前 缺〕

- 1 □ 五
- 2 □ 七十七 老 男口四、年八十已上。
- 3 □ 二 廢 疾 男
- 4 □ 男
- 5 □ 冊 九 職 資
- 6 □ 二十 二 見 □
- 7 □ 一 十 一 前 庭 □
- 8 □ 一 校 尉
- 9 □ 三 旅 帥
- 10 □ 四 隊 正
- 11 □ 三 隊 副
- 12 □

〔後 缺〕

（吐魯番出土文書「六冊、二二五、二六頁」）

とあるのを參酌するといっそう明確となる。前庭□の校尉・旅帥・隊正・隊副十一人を老男・三疾（侍丁らと同じく「課口見不輸」と同様に並置するだけでなく、これら折衝府下級軍府官を「職資」と明記するからである（四十九人の職資のうち二十二人の見□のなかの十一人として）。

さて著者は、西州に設置されたこの前庭府を上折衝府と見たのであるから（三四八頁）、校尉は從七品下、旅帥は從八品上、隊正は正九品下に比定されることになるであろうか（二一六頁等より）。このような官品を持つ折衝府下級軍府官が、實際に官職にある者の意味



に理解した職資として扱われるのは當然ではあるが、問題なのは、衛士・雜任・侍丁などと併置されている、つまり職資が民（庶）として扱われていることなのである。雜任の場合にも流外官を民の扱いとしたが、ここでは九品以上に比定されるであろう前庭府の校尉・旅帥・隊正までが官ではなく民と扱われている。これは唐官の公式な分類では「衛官」に含められる折衝府下級軍官が、一般の職事官とは同一視されず職掌の扱いであったこと、つまり流内官とは公式には認知されていなかったことを想起すべきであろう。ただしこの問題は、折衝府下級軍官の流内武官・流外武官併存、折衝府の上中下の等級など検討課題も絡んでやや複雑ではあるが、ともかく今ここで確認すべきことは、職資の具體例として擧げられた上折衝府の武官も、官ではなく本来は課役を負擔すべき民と見なされていたことである。とすればこの折衝府武官のレベルにあつても、郷帳では均田農民（白丁）と同一の範疇とみなされるのであるから、彼らに統率された衛士と均田農民の一線は、いっそう確認しにくくなる。

この現実には、差科簿が、流内九品以上の官人を除外した民に課せられる差科の記載簿でありながら、折衝府軍官を記載したのと同様であろう。つまり衛士だけでなく彼らを率いる折衝府下級軍官でさえ、郷帳にあつても差科簿にあつても均田農民と同様に民以外の範疇にはまつたく入らない、つまり本来は課役を負擔すべき存在として一様とされていたことは見逃してはならない。衛士のステイタスを確認しようとする際、著者には當然であつたとしても、折衝府下級軍官が唐の官制において占めたこの位地の低さを抜いて語ること、やや配慮を缺いたように思える。唐という國家の身分制や課役

負擔の原則から折衝府下級軍官・衛士の地位を確認しておくことは、徒勞だけには終わらない。

言うまでもないが、「治者と被治者」（官と民、士と庶）が従九品以下以上の流内官以上と以下で一線を區切るかのようにすべてにわたつて分離され、この原則が社會のあらゆる場面で常に貫かれたわけでは決してない。雜任や折衝府下級軍官にみたように、官と民（士と庶）の間は、郷帳という法制的裏付けが推定される文書上にあつてすら、極めて幅廣くとらえて運用されていた。衛士が「士」と呼ばれて士身分を意味しないことが現実であつたとすれば、この幅の廣さに呼應する曖昧さなのであろうか。

さて、課口としての原則が強く貫かれる民の世界にありながら、加えて官と民の境界の幅の廣さも重複する現実のなかにあつて、衛士と農民の一線を求めることは、やはり課題は大きい。著者が想定した大きな成果（一般民丁の公課負擔の換算九〇日より衛士の七二日が軽い、三〇七頁）も、衛士を國軍の兵士として優遇しようとする統治者の意圖性はおくとして、負擔の質を強く質感する郷里社會ではどのように受けとめられたか、それが問題なのである。官の世界と異なつて付與（俸給・官人永業田など）ではなく、免除システム下（さまざまな公務負擔に對し、一律な公平な課役負擔などから相殺してあがなわさせる免除のシステム）に置かれた民の眼は、想像以上に單純でなかつたように思える。こうした民の場に働くベクトルは、衛士と農民の二つだけを取り出して對峙しうるものではなく、郷里社會において複合化した認識に根ざしたものであろう。したがつてこうした郷里社會の複合認識を求めるには、かつて西州の范燕墓誌に見える「前城主」と沙州の「壽昌城主」を比較検討し

た際に取った手法は、今も無効ではないと考える。<sup>(13)</sup>

誤解を招きたくないのは、評者は、著者の言う衛土と均田農民の  
一線を否定しようとしているのではなく、民の場（郷里社會）にお  
けるその一線の見え方、その模索の方法を求めているのである。

#### 四 兵民分離と兵農分離について

すでに述べたように著者にあつてはよく整理された「兵民分離」  
ではあるが、東洋史という場を離れると日本史の「兵農分離」との  
類似がやはり氣にかかる。學說整理で言及されたように「兵民分  
離」ではなく「兵農分離」としての使用例も少なくないとなればな  
おさらである。高校にあつて、日本史・世界史擔當を兼ねる教師が  
少なくないうえに、従来、唐の府兵は均田農民が兵隊となる兵農一  
致、そう教えていたのが誤りとなればいささかややこしい。

改めて言うまでもないが、日本史における「兵農分離」は、中世  
から近世への移行期に、直接生産（農）から遊離して兵の專業を指  
向する武士が、百姓・町人などよりも高い身分に位置附いて彼らを  
支配する、そのような社會體制の形成過程を指して使用する。した  
がつて兵と農の單純な分離だけを言うのではなく、兵が民の上に立  
つ支配身分層を形成することに特色がある。檢地・刀狩り・人拂令  
の諸政策は、兵・町人・百姓など職業にもとづく身分、活動、居住  
の場の分離などもこの「兵農分離」と連動していたのである。

これは著者がしばしば川勝義雄氏の説を取り上げて言及した中國  
における「武士的階級を持つ封建社會の不成立」（二六八頁）と逆  
例をなすようである。行き詰まってしまう感じが強い著者のこ  
の間に、日本史の成果なども援用し幅廣く再考していくのも一案で

あろう。

ところでこの兵農分離は、今述べた日本用語との類似だけに終  
わらない。中國史、それも府兵制崩壞後に限定したとしても、兵農  
分離は、兵農一致ともいくつかの用例を見出す。高校世界史に  
限定して恐縮ではあるが、関連して登場する兵戸、傭兵なども如え  
てみると、傭兵と説明される節度使の軍團、傭兵と説明される宋の  
禁軍、傭兵に代わる兵農一致と説明される宋の王安石の保甲法、世  
襲の軍戸による兵農一致と説明される明の衛所制（ただし兵戸と民  
戸の分離では兵農分離のニュアンス）、漢人の傭兵と説明される清  
の綠衛などを列挙できよう。粗雑な概観でもありことの詳細はおく  
としても、中國史において兵農の分離・一致の用語が、世界史教育  
の現實の場に繰り返して使われていることは理解できうるであろ  
う。

大量の労働者層や商人層の成立をみない前近代社會にあつて一時  
的變動があつたにせよ農業従事者の比率が壓制的に高く、彼らが兵  
となることは基本的には免れようがなかった、この點は一應認めて  
よからう。また兵士が屯田などによって、農業生産に關與したこと  
も特異ではなく、繰り返しの時代でもありえたことである。した  
がつて中國史における兵農の分離・一致の類出は、こうした全體狀  
況の自然な反映と見なしてよい。わが國にあつて武士が支配者層を  
形成し生産から遊離したことは、世界史的に見れば特異なことであ  
り、それを意識した日本史の「兵農分離」の概念は敷衍化はできえ  
ない。

したがって前近代社會の多くにあつて、兵農の一致と分離が繰り  
返される歴史狀況は、時代を超えて普遍的に存在していたと認識し

てよく、著者の言う「兵農一致」を止揚した「兵民分離」は、その主張の正しさはおくとして、全體状況とやや齟齬を生じるくらいはある。均田農民から簡點され、農業生産から遊離しない前提下に運用された唐の府兵制を兵農一致とし、その上で兵士と均田農民との一線を主張してもよかつたのではなからうか。繰り返される兵農分離・一致のなかでなぜ一致を採用し、そのなかにあつてなぜ兵民分離となるのか、それを時代状況のなかで探る手法が解りやすかつたのではなからうか。したがって教科書全體の記述バランスも加味すれば、現時點では、唐府兵制に係わる記述の變更までは必要はなからう。

さて以上のように整理すると、この分野の開拓者である濱口重國氏が、兵農の分離・一致を前近代社會の一般的概念でとらえたのはやむを得ない。ただあまりに周到で隙のない整理と認識されたために、氏の府兵制認識がしだいに動かし難いほどの枠組みを形成してしまつたのである。また日中の膨大な蓄積にもれなく目を通し、そこに府兵制に對する共通認識の不成立を見て取つた著者は、先行研究の兵民一致・分離を焦點化して批判したために、その批判の枠組みの範圍内に自らも置くことになつたのであろう。しかし評者は兩者の深い學識に深い敬意を拂うとともに、兩タイプの著書の並存から學ぶという幸運を心から感謝する。

#### おわりに

府兵兵制が恒常的に研究者の關心を失わないのは、北朝に始まる均田制・租庸調制とともに巨大帝國・唐を導出し支えたとする強い認識に、わが國の律令軍制への影響も相乗してのことであらう。た

だ留意しなければならぬのは、遠征軍（行軍）に組織的に編入された無視したい府兵外の兵員（募人、兵募）が物語るように、府兵制だけが唐の軍制のすべてではなかつたことである。軍府の置かれた敦煌や吐魯番から出土した兵募の張君義告身、募人の范德達告身、募人の郭鉅醜告身などは、非軍府州の府兵外の兵員動員とともに、唐の兵制總體のなかで改めて關心を持たれるべき資料であらう。またやや性格を異にするとしても羈縻州の軍府も無視はできない。これらの課題は、專著を手に取る側にあつても留意すべきことであらう。

私に課せられたであらう西州の府兵制の問題については時も紙數も二つながらに使い果たし言及できなかった。遺憾とする。府兵制總體を意識したことのない評者にとって重きに過ぎた作業であつたが、日中の膨大な研究蓄積を止揚する著者の研究に深く接し、改めて敬意を深くした。

#### 註

(1) 『唐代史研究』三(二〇〇〇年)に山口正晃氏の、『駿臺史學』一〇九(同年)に石田勇作氏の、『明大アジア史論集』五(同年)に江川式部氏の書評が掲載されている。

(2) 著者は一家も含まれるのであるから、兵戸は、隋の驍果の家のように「府兵の場合の上をいく特典」(二四八頁)、たとえば不課戸、あるいは課戸不見輸のような趣旨なのであらうか。

(3) 『中央研究院歷史語言研究所特刊之三・陳寅恪先生論集』(一九七一年)八八、三六〇頁。

- (4) 「西涼建初一二(四一六)年正月敦煌郡敦煌縣西宕鄉高昌里籍」が民籍で間違いないとすれば、そこに記載される「兵」を民籍にあると見なすのは當然である。池田温『中國古代籍帳研究』(一九七九年)、三六頁。また著者が言及された一般農民が「兵的な力役」を負った六丁兵も、「兵」の呼稱なのである。
- (5) 著者が挙げられた諸例のうち、「於是奏令諸州百姓及軍人、勸課當社、共立義倉。」(『隋書』卷二四食貨志)とあるのは、軍人を生産から遊離した職業軍人と見るこの見解に抵触するようである。しかし統率者である軍人が、管下の團にあつて農業生産も兼ねる兵士を指揮し義倉を作らせた、そう理解すれば矛盾ではない。
- (6) 宮崎市定「唐代賦役制度新考」『アジア史論考』中(一九七六)、一三三頁。
- (7) 西村元祐『中國經濟史研究』(一九七〇年)、五八七～八頁。日野開三郎『唐代租調庸の研究Ⅱ課輸篇上』(一九七五年)、一三七～八頁。
- (8) 検討は必要と思うが、この「資」は、官職の地位・資格に近いものと理解する。
- (9) このD文書は、數値の處理に苦しむが、六〇人とされた府兵兵士の數(三四五頁)を別の個所で六四名(見在六〇名・侍丁四名)と解説されるのは(三九五頁)理解できない。侍丁という差料を當てられた衛士を想定することになるからである。また不明で□とされた數字を、根據を示さず「七」(12行)、「十三」(13行)のように推測されるのは、算定の基準に係わるだけに避けるべきであろう。なお、「十三」は著者の推定が正しければ「十三」と文書には書かれたはずである。しかしここには□は一つであつてこの點だけからも推定數字は再検討が求められよう。文書の扱いが安易にすぎることが氣にかかる。
- (10) 池田温「中國律令と官人機構」『前近代アジアの法と社會』一九六七年、一六四頁。
- (11) 拙稿「唐代の折衝府の等級と西州の折衝府の等級に關する覺え書き」(2)『吐魯番出土文物研究會會報』六八、一九九一年、三頁。
- (12) 池田前掲書、一〇二頁。
- (13) 拙稿「唐代の西州の武城城の前城主と沙州の壽昌城主」『西北史地』(蘭州大學)一九八九年三期。
- (14) 日本史にあつても「兵農分離」よりも、「兵民分離」がよいと主張する人もある。農民とだけの分離ではないという趣旨である。
- (15) たとえば谷川道雄氏が、「府兵制國家論」において宋の禁軍と比較されたのは、示峻に富む見解である。同『増補隋唐帝國形成史論』(一九九八年)、四五六頁。

一九九九年二月 東京 同朋舎  
A5判 四四五～一〇九九九十二頁 一五六〇〇頁